

定 款

株式会社ナニシノ

目 次

該 当 頁

第1章 総則

第 1条 (商号)	3頁
第 2条 (目的)	3頁
第 3条 (本店の所在地)	3頁
第 4条 (機関)	3頁
第 5条 (公告方法)	3～4頁

第2章 株式

第 6条 (発行可能株式総数)	4頁
第 7条 (自己の株式の取得)	4頁
第 8条 (単元株式数)	4頁
第 9条 (株主名簿管理人)	4頁
第10条 (株式取扱規程)	4頁

第3章 株主総会

第11条 (株主総会の招集)	4頁
第12条 (定時株主総会の基準日)	4頁
第13条 (招集権者及び議長)	4頁
第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	4頁
第15条 (株主総会の決議方法)	4～5頁
第16条 (議決権の代理行使)	5頁
第17条 (議事録)	5頁

第4章 取締役及び取締役会

第18条 (取締役の員数)	5頁
第19条 (取締役の選任)	5頁
第20条 (代表取締役)	5頁
第21条 (役付取締役)	5頁
第22条 (取締役の任期)	5頁
第23条 (取締役会の権限)	5頁
第24条 (取締役会の招集及び議長)	6頁
第25条 (取締役会の決議方法)	6頁
第26条 (取締役会の決議の省略)	6頁
第27条 (重要な業務執行の決定の委任)	6頁
第28条 (取締役会規程)	6頁
第29条 (取締役の報酬等)	6頁
第30条 (取締役の責任免除)	6頁
第31条 (顧問及び相談役の委託)	6頁

第5章 監査等委員会

第32条（常勤監査等委員）	6頁
第33条（監査等委員会の招集）	6～7頁
第34条（監査等委員会の決議方法）	7頁
第35条（監査等委員会規程）	7頁

第6章 会計監査人

第36条（会計監査人の選任）	7頁
第37条（会計監査人の任期）	7頁
第38条（会計監査人の報酬等）	7頁

第7章 計 算

第39条（事業年度）	7頁
第40条（剰余金の配当等の決定機関）	7頁
第41条（除斥期間）	7頁

附則

7頁

改訂履歴

8頁

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は株式会社ナンシンと称し、英文では NANSIN CO., LTD.と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1.ゴム製品の製造並びに販売
- 2.各種金属製品の製造並びに販売
- 3.化学製品の製造並びに販売
- 4.計量機器の製造並びに販売
- 5.各種輸送機その他産業機械の企画、設計、製作、据付並びに販売
- 6.日用品雑貨、各種機械器具の輸出及び輸入
- 7.農林産物の生産加工並びに販売
- 8.不動産の賃貸及び管理
- 9.旅行業法に基づく旅館・ホテルの経営
- 10.簡易宿泊所、民泊施設の運営
- 11.飲食店の企画及び経営
- 12.温泉施設、浴場施設の経営
- 13.レンタカー業及びその仲介
- 14.酒類及び日用品雑貨の小売
- 15.一般旅客自動車運送事業
- 16.倉庫業及び貸倉庫業
- 17.古物営業法に基づく売買
- 18.前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を東京都中央区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、2,920万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第11条 定時株主総会は、毎年1回事業年度末から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じ隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、その議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、予め取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用して利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものみなすことができる。

(株主総会の決議方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、15名以内とする。

- 2 当会社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）は4名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役の選任決議は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(代表取締役)

第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって、取締役社長を選定し、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長各1名、並びに専務取締役、常務取締役、取締役相談役、各若干名を選定することができる。

(取締役の任期)

第22条 取締役（監査等委員を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
- 4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(取締役会の権限)

第23条 取締役会は、法令又はこの定款に定める事項その他当会社の業務執行に関する重要事項を決定する。

(取締役会の招集及び議長)

第24条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

- 2 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第27条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関するその他の事項は、別に取締役会で定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠つことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠つことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(顧問及び相談役の委託)

第31条 取締役会の決議をもって当会社に顧問又は相談役を置くことができる。

第5章 監査等委員会

(常勤監査等委員)

第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集)

第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規程)

第35条 監査等委員会に関するその他の事項は、別に監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第36条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第39条 当会社の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第40条 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

2 当会社は、毎年3月31日及び9月30日を基準日として、基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、金銭による剰余金の配当を行うことができる。

(除斥期間)

第41条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

改訂履歴

履歴No.	改訂年月日	改訂内容	作成部門 (作成者)
改正	1992年 6月24日	—	—
改正	1994年 6月24日	—	—
改正	1996年 7月 5日	—	—
改正	1998年 6月26日	—	—
改正	2002年 6月27日	—	—
改正	2003年 6月26日	—	—
改正	2004年 6月24日	—	—
改正	2006年 6月27日	—	—
改正	2009年 6月29日	—	—
改正	2017年 6月29日	1 監査等委員会設置会社の移行に伴う、監査等委員会及び監査等委員に関する規程の新設ならびに監査役会及び監査役に関する規程の削除等 2 取締役に関する責任の免除及び非業務執行取締役に関する責任限定契約の締結 3 意思決定の迅速化を図り、経営の一層の効率化を進めるための重要な業務執行の決定委任等の規程新設 4 平成29年4月27日開催の取締役会決議に基づき、単元株式数1,000株から100株に変更した内容を反映	管理本部 総務部 総務課 (山下 学)
改正	2018年 6月28日	第21条 役付取締役の新設内容（取締役副会長職および取締役相談役職）を反映	管理本部 総務部 (山下 学)
改正	2025年 6月27日	第2条（目的）について9～18を変更及び追加	管理本部 総務部 (梶井 広野)